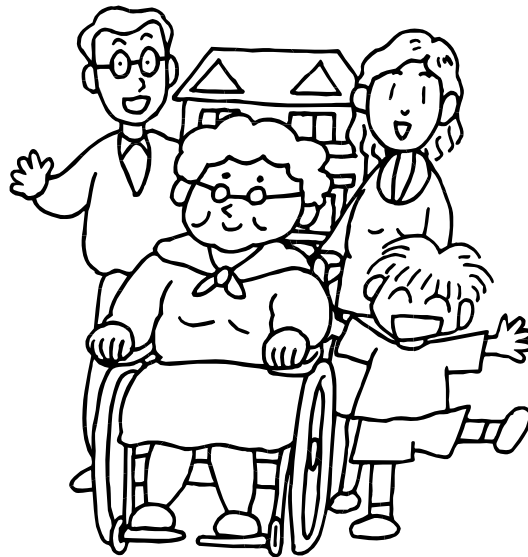


# 津久見市 第2期障がい福祉計画

平成21年4月～平成24年3月



平成21年3月

津久見市

# 目 次

基本計画	3
第1章 第2期障がい福祉計画の基本的な考え方	4
1. 第2期障がい福祉計画（事業計画）の位置付け	4
2. 国における第2期計画に向けた考え方	4
3. 第1期計画における新体系サービスの整備方針の進捗状況について	5
4. 第2期障がい福祉計画の基本的な考え方	6
第2章 第2期障がい福祉計画の基本理念と目標	7
1. 計画の基本理念と目標	7
第3章 第2期障がい福祉計画における重点的な取組み	8
1. 就労支援の促進	8
2. 相談支援体制の充実と自立支援協議会のさらなる活性化	9
3. 住まいの場の確保	9
第4章 平成23年度に向けた新体系サービスの整備目標	12
第5章 サービスの利用見込みと実績	13
1. 訪問系サービスの目標値	13
2. 日中活動系サービスの目標値	14
3. 居住系サービスの目標値	22
4. 相談支援（サービス利用計画作成）の利用見込みと確保方策	25
5. 地域生活支援事業の目標と確保方策	25
6. 旧体系サービスの目標値	27
計画の進捗のために	28
第1章 新体系サービスの等の事業の円滑な実施のために	29
1. 障害者自立支援法の周知	29
2. 関係機関などとの連携	29
3. 公正な認定区分の実施	29

第2章 地域福祉の推進と計画の適切な進行管理のために	30
1. 津久見市地域福祉計画に基づく地域福祉の推進	30
2. 自立支援協議会による計画の適切な進行管理	30

# 基本計画

## 第1章 第2期障がい福祉計画の基本的な考え方

### 1. 第2期障がい福祉計画（事業計画）の位置付け

本計画は、平成18年度に策定した「津久見市障がい者計画」を上位計画とし、平成21年度から平成23年度までの障害福祉サービスなどの数値目標を盛り込んだ第2期の実施計画として位置づけられています。

#### ◇障がい者計画及び障がい者福祉計画の計画期間

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
<b>障がい者計画</b> (障がい者のための施策に関する基本的な計画)		平成19年度～平成23年度				
<b>障がい福祉計画</b> (障がい福祉サービスなどの数値目標を盛り込んだ実施計画)		第1期計画 H18年度～H20年度		第2期計画 H21年度～H23年度		

### 2. 国における第2期計画に向けた考え方

国では、第1期計画の取り組み状況を踏まえ、以下の点に留意しつつ第2期計画を策定するものとしています。

#### ○県・市の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進等

大分県内を6つの圏域（南部、中部、豊肥、東部、北部、西部）に分けて、サービスの供給体制の見通しを明らかにするとともに、必要なサービスを具体的に見込みます。

#### ○障がいのある人の地域生活への移行の一層の促進

障がいのある人の地域生活への移行をさらに促進する。

#### ○相談支援体制の充実・強化

地域自立支援協議会を地域における相談支援体制の中核として位置付け、相談支援体制の一層の充実と強化を図る。

#### ○一般就労への移行支援の強化

障がい者の一般就労への移行を促進するため、障がい者や企業等に対し就労

や雇用支援策の理解の促進を図るとともに、福祉施設における官公需の受注機会拡大に努める。

### ○虐待防止に関する取組みの強化

障がい者への虐待防止に関する取組みを強化する。

### ○サービス見込量に対する考え方の見直し

サービスの見込量については、過去の実績を踏まえながら、利用者のニーズや動向も踏まえながら量を見込む。また、見込量とともに、人数も明記する。

## 3. 第1期計画における新体系サービスの整備方針の進捗状況について

第1期計画において、津久見市における新体系サービスの整備方針を設定しましたが、その進捗状況は以下のとおりです。

### ①相談支援体制や権利擁護の支援体制の充実

障がい者の方やそのご家族の方からの相談に応じて、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、また自立した生活を送るための相談及び情報提供等の必要な各種支援を行う相談支援事業所を「さぼーとセンター風車」と「精神障害者地域生活支援センターとよみ園」の2箇所にて委託しています。

また、相談支援事業の中核的役割を担う自立支援協議会を、平成19年度に立ち上げ、現在活発な議論や活動を行っています。

一方、権利擁護についても相談支援事業所と連携し、生活全般の相談、援助ができるよう、総合的な支援体制づくりを構築していきます。

### ②地域で自立した暮らしを支援する新体系サービスへの円滑な移行

現在当市にはグループホームが1箇所あります。親亡き後も障がい者の方が住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるように、さらにグループホームを確保する必要があります。

### ③就労支援策の強化

近年、障がい者が就労することに関しては、関係者の理解も深まり、就労を希望する障がい者の願いに応えられるよう、さまざまな支援体制が整ってきました。

当市では就労移行支援事業所が2箇所あり（平成21年3月予定）、主に知的障がい者、精神障がい者の職業訓練的な支援を行っています。

#### ④精神障がい者に対する支援の充実

障害者自立支援法施行以前の精神障がい者については、制度上、一部を除き福祉サービスの対象外であったために、自立した生活を送るためのサービス基盤が十分とはいえない状況でした。

しかし、障害者自立支援法により三障がいが一元化され、精神障がい者もサービスが受けられるようになったことや、精神障がい者が地域で自立した生活を送るための支援をする中核的な施設が当市にできたことで、精神障がい者を取り巻く環境は、制度開始当初と比べれば改善されてきているといえます。

#### 4. 第2期障がい福祉計画の基本的な考え方

平成18年度末に策定された第1期計画は、平成23年度の数値目標に至る中間段階として位置づけられました。このため、第1期計画の策定に際し基本指針において示した数値目標の考え方は、基本的には第2期計画の策定に当たっても変更しないこととされています。

一方、障害者自立支援法の施行時期との関係から、第1期計画の策定作業は、十分な内容の検討ができなかった部分もあります。そこで、第2期計画の策定に当たっては、国の考え方や第1期計画の現状の把握、地域における課題等を踏まえ、数値目標を適切に補正するとともに、障がい者のニーズを踏まえ必要なサービス量を見込むこととしました。

## 第2章 第2期障がい福祉計画の基本理念と目標

### 1. 計画の基本理念と目標

津久見市障がい者計画の基本理念である「ノーマライゼーション（※）」の理念を踏まえ、次の目標を本計画の目標として引継ぎ、それに基づいてサービスの整備等の推進を図ります。

◎津久見市第2期障がい者福祉計画基本目標

「障がいのある人もない人も、だれもがのびやかに暮らす、共生のまち」

#### ※ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい方々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

障がい者であろうと健常者であろうと、同じ条件で生活を送ることができる成熟した社会に改善していこうという営みのすべてをノーマライゼーションといい、障がい者が障がいがありながらも、普通の市民と同じ生活ができるような環境づくりこそがノーマライゼーションの目的です。

### 第3章 第2期障がい福祉計画における重点的な取組み

計画の基本理念や目標に基づき、さらには国の見直しに対する考え方や第1期事業計画の実施状況を踏まえ、以下の3点の取組みを重点として本計画を推進します。

○就労支援の促進

○相談支援体制の充実と自立支援協議会のさらなる活性化

○住まいの場と交通手段の確保

#### 1. 就労支援の促進

(現状と課題)

先般、市内の企業団体に対して障がい者の雇用に関するアンケートを実施したところ（回収率68%）、回答した企業の約半分が障がい者を雇用している、または過去にしていたと回答しました。しかし、雇用している（していた）障がい者は、身体障がい者が全体の7割以上にのぼり、対して精神障がい者は雇用をした企業はありませんでした。

この結果を見る限りでは、障がい者に関する理解、特に知的障がい者や精神障がい者に対する理解が深まっていない実情があると思われます。

(取組み)

障がい者に対する理解を深めるとともに就労の促進を図るために、行政の関係部署や障がい者支援機関のみならず、ハローワーク、事業主、産業団体（商工会議所等）とのネットワークづくりを、自立支援協議会の就労支援部会をベースにしながら取り組んでいきます。具体的には、今後市内の事業主や産業団体と障がい者支援機関との情報交換の場を設定する必要があります。

また、地方自治法施行令の改正により、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大が可能となりました。具体的には、随意契約が可能な場合として、地方公共団体が障害者支援施設等からの役務の提供を受ける契約が追加されています。津久見市においては発注が可能な業務の委託に向けた働きかけや、施設が受注可能な業務の紹介を行うことで、施設における工賃の引き上げにつながるよう取組みを進めます。

## 2. 相談支援体制の充実と自立支援協議会のさらなる活性化

(現状と課題)

相談支援事業については、現在2つの事業所に委託し、障がい者の方からの相談に対応しています。今後も市と委託事業者との役割分担や連携の強化を図りながら、津久見市における相談支援事業体制を充実していく必要があります。

さらに、相談支援事業の中核として位置づけられている津久見市自立支援協議会は、平成19年度の発足以降、障がい福祉の総合的な調整と推進に関する協議の場として活発な議論と活動が行われています。今後もその役割がますます重要なものとなってくることから、相談支援事業を充実させるためには、地域自立支援協議会のさらなる活性化が不可欠です。

(取組み)

障がい者の地域生活を支援し、利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、市と相談支援事業所が中心になり、障がい者に関する総合的な相談支援体制を構築するとともに、サービス提供事業者や関係機関などとのネットワークを一層強化することで、様々な相談をカバーする相談支援体制づくりに取り組みます。

また、障がい者やその家族の方への制度の周知がまだまだ不足しているところがあり、障害者自立支援法のサービスについて、利用するにはどうしたらいいのか、どのようなサービスがあるのかといった声が聞かれます。この辺りに関しても、市と相談支援事業所を中心に一層の制度の広報に努めるとともに、例えば「けんなんフォーラム」への参加など、障がい者の方と接し、共に活動する機会を増やししながら制度の周知につなげていきます。

一方、津久見市自立支援協議会については、その活動の活性化と、効果的・効率的な運営の実施を目指して、関係機関とのネットワーク化をより緊密にしていきます。

具体的には津久見市自立支援協議会での個別支援会議を通して事例の検討を行うとともに、そこで浮かび上がってきた問題点を整理し、それぞれの部会に改めて問題点を投げかけ議論してもらうことで、問題点の普遍化を図り、地域資源の改善や開発につなげていきます。

さらに、自立支援協議会の個別支援会議や各部会に障がい者の方の参加を促していくことで、障がい者の方の発言の場を増やし、計画の進行管理や市の障がい者施策へ当事者の方の声をこれまで以上に反映させていきます。

## 3. 住まいの場と交通手段の確保

(現状と課題)

現在当市にはグループホームが1箇所あります。

障がい者が地域生活に円滑に移行するため、またいわゆる「親亡き後」も障がい者の方が住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるように、ケアホームやグループホームを確保する必要があります。

また、近年路線バスの廃止等が発表されるなど、公共交通機関の縮小傾向が見受けられ、障がい者の方の交通手段の選択の幅が狭まりつつあります。

(取組み)

ケアホームやグループホームを短期間で新規に整備することは困難な部分がありますが、市内に整備できるよう働きかけを行うとともに、利用可能な助成制度などを県等に照会していきます。

また、整備のためには地域住民の理解が不可欠です。地域住民へ向けて障がいや障がい者への理解を促していきます。

一方、公共交通機関が縮小傾向にある中、障がい者の方の交通手段を確保する必要性が年々高まっています。

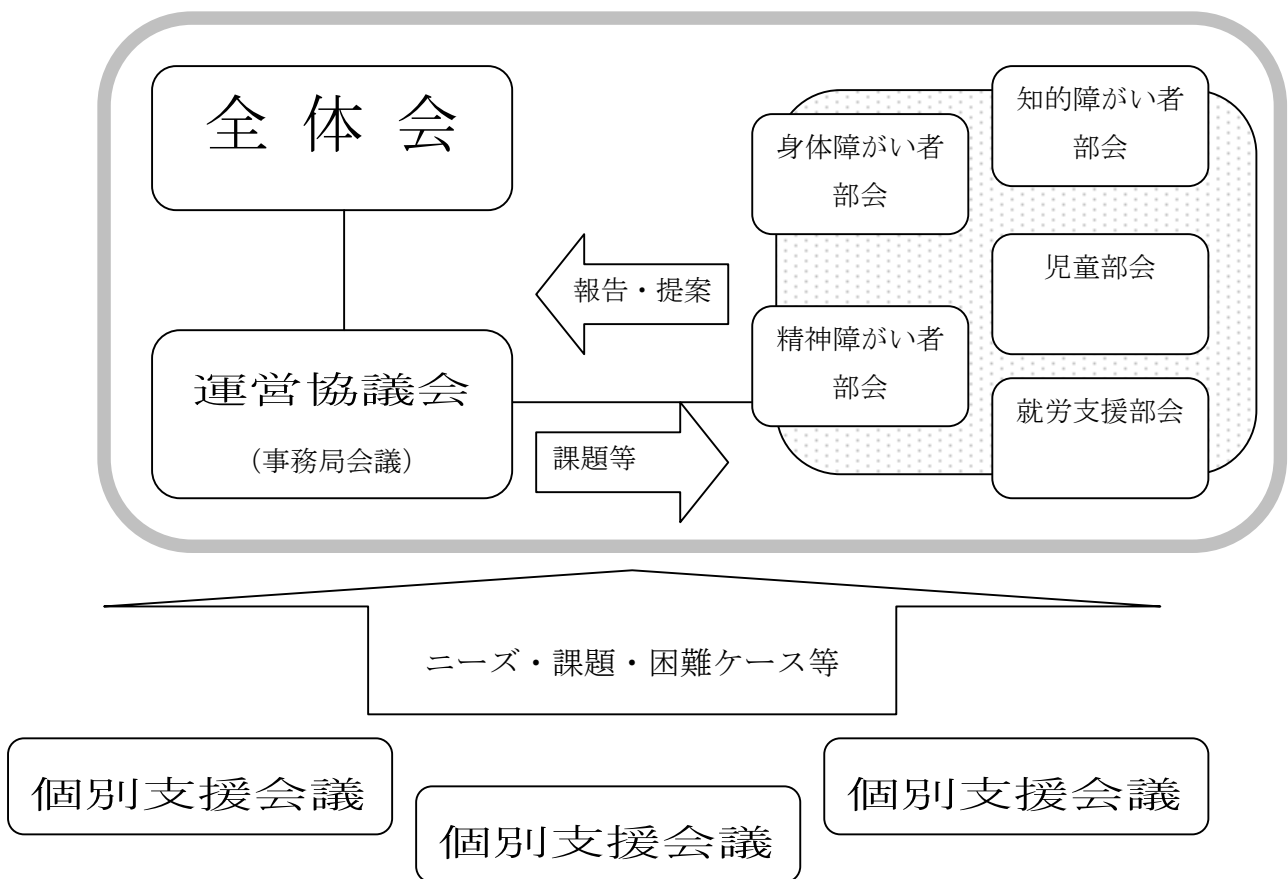
当市では自動車運転免許を取得する身体障がい者の方に対する助成を行うとともに、当市で福祉有償運送に対応可能な事業所につきましては、福祉有償運送運営協議会の設置等も含め、障がい者の方の交通手段が確保できるような体制を整えていきます。

## ※津久見市地域自立支援協議会について

自立支援協議会とは、地域における障がい福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議です。障がい者が抱える様々なニーズに対応していくために、保健、医療、福祉、教育、就労等の様々な分野、いろいろな職種による多様な支援を継続的に行えるよう、官民一体となり協働できるシステムが自立支援協議会です。

津久見市自立支援協議会は、平成19年度に発足し、現在5つの専門部会を中心に活発な活動を行っています。

### ○津久見市地域自立支援協議会組織図



## 第4章 平成23年度に向けた新体系サービスの整備目標

国の計画策定に関する「基本方針」では、平成23年度に向けた新体系サービスの整備目標を次のように掲げています。

- ①平成23年度末までに、「現在の入所施設入所者の1割以上が地域生活に移行」  
(平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減)
- ②平成24年度までに、精神科病院入院患者のうち「退院可能精神障がい者」を地域生活へ
- ③平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上にする  
(就労継続支援利用者のうち3割は雇用型へ)

これに基づき、本市における平成23年度の障がい福祉サービスの整備目標は次のとおりです。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	人数	備考
入所者数	62人	平成17年10月1日現在の法定施設入所者数
目標値	8人	
地域生活移行者数	8人	施設入所からグループホーム、ケアホームへ移行するものの数
実績数	5人	平成20年3月末日現在

### (2) 「退院可能精神障がい者」の地域生活への移行

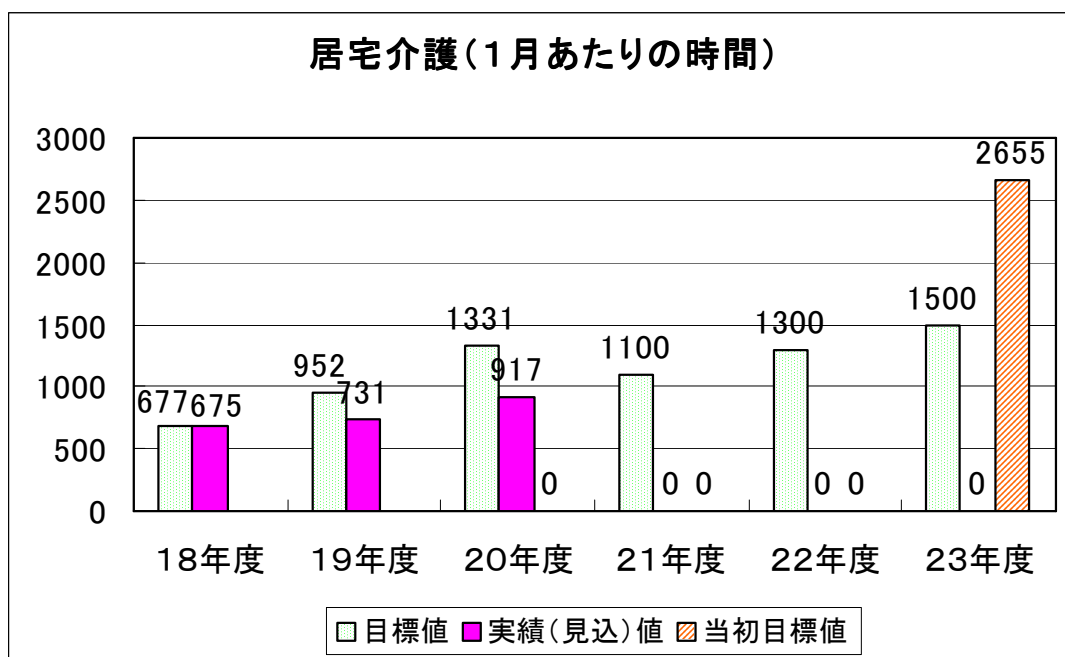
項目	人数	備考
現在数	9人	現在の退院可能精神障がい者数
目標値 (減少数)	8人	平成23年度までに減少を目指す数

### (3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	人数	備考
年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
目標値	2人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の見込み数
実績値	1人	平成20年度までにおいて福祉施設を退所し、一般就労した人数

## 第5章 サービスの利用見込みと実績

### 1. 訪問系サービスの目標値



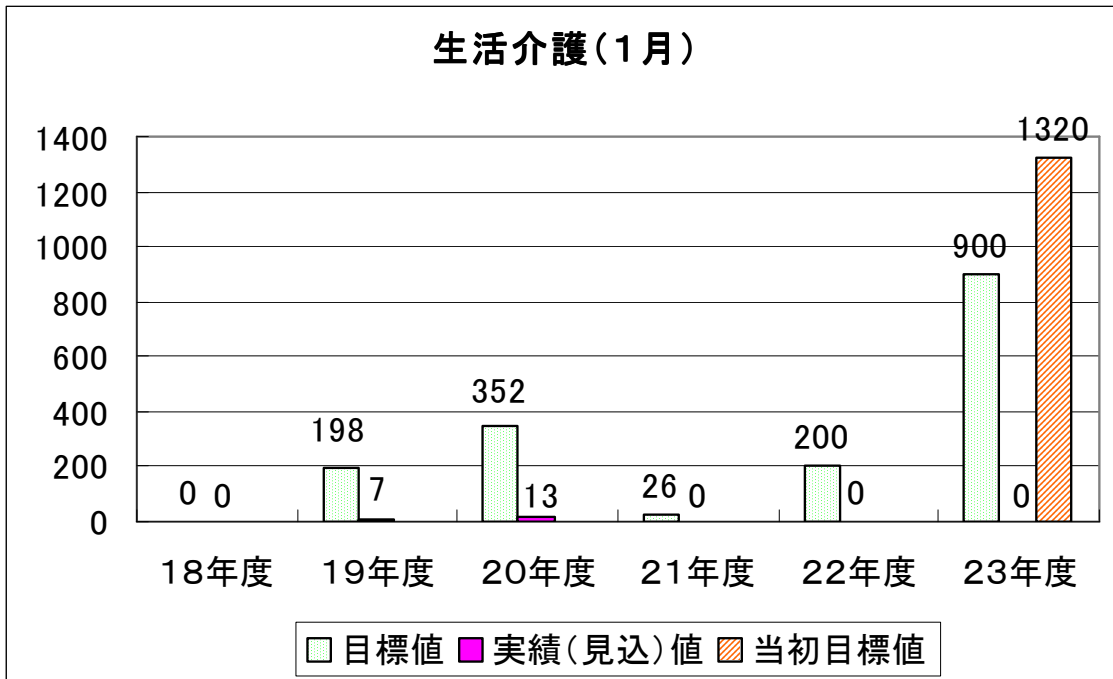
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	32	33	38	42	45	50

#### ①訪問系サービスの確保方策

- 1) サービス提供事業者に対し、引き続きサービス利用が見込まれる人へのサービス提供を働きかけていきます。
- 2) 今後重度障がい者などのサービス利用のニーズがますます高まることが見込まれるため、これらの需要を的確に把握しながら、ケースに応じて重度訪問介護などの適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者に対し専門的人材の確保やサービスの質の向上を働きかけていきます。

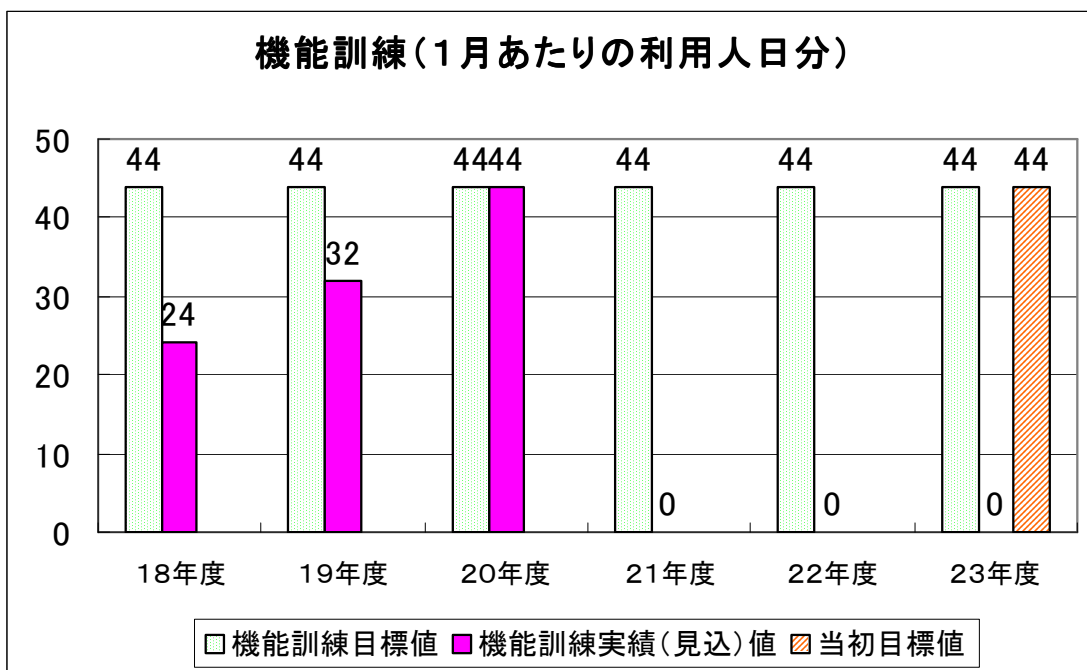
## 2. 日中活動系サービスの目標値

### ①生活介護



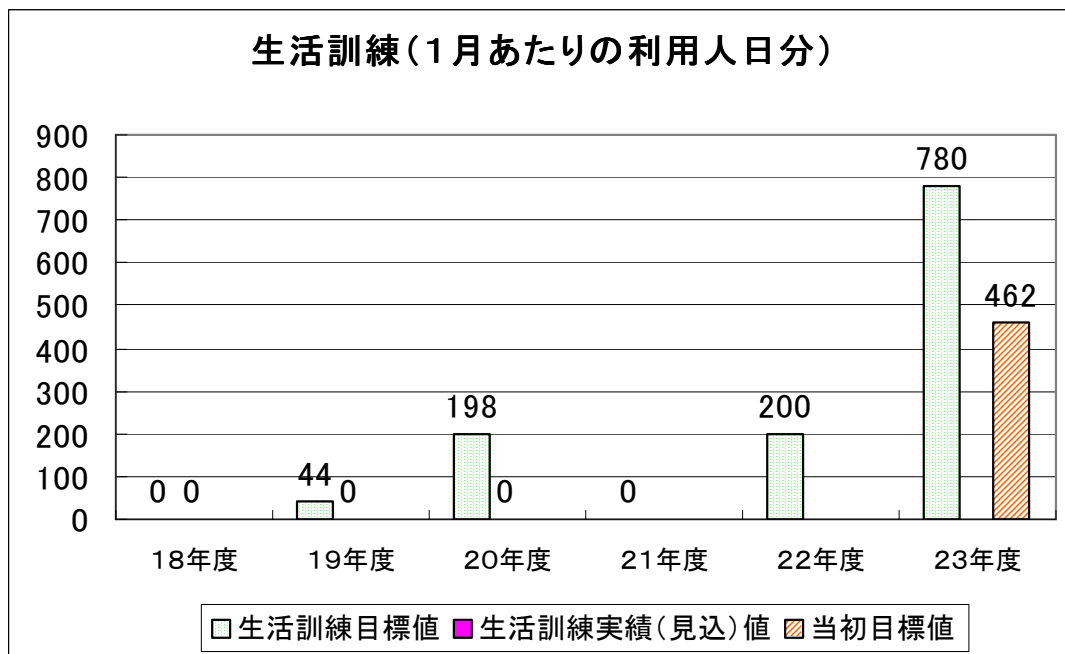
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	0	1	1	2	10	45

②自立訓練（機能訓練）



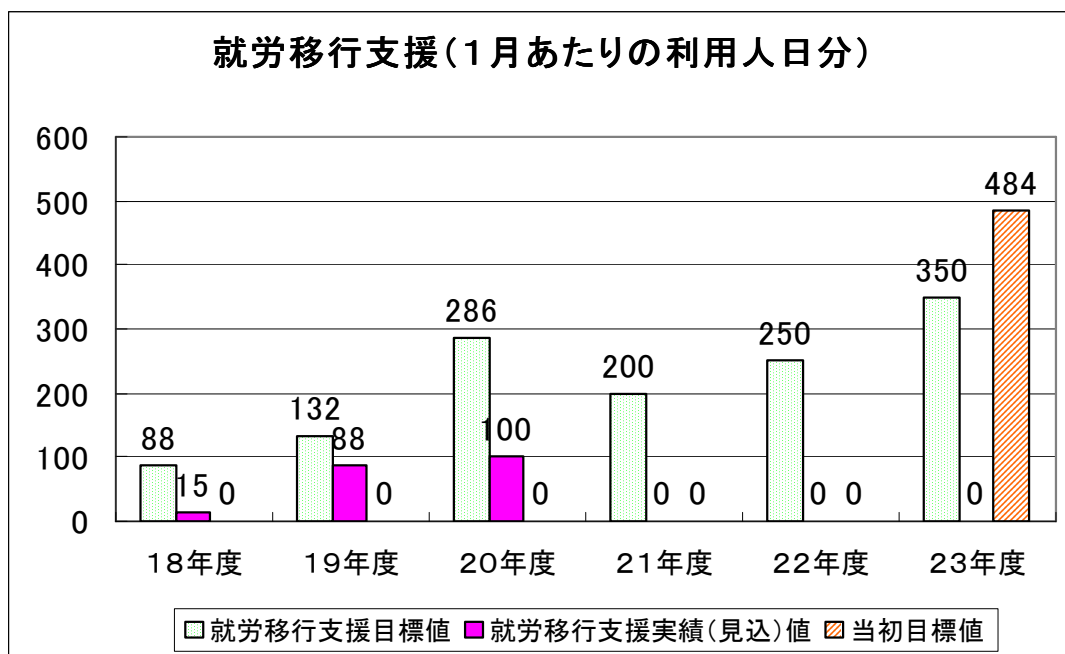
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	1	2	2	2	2	2

③自立訓練（生活訓練）



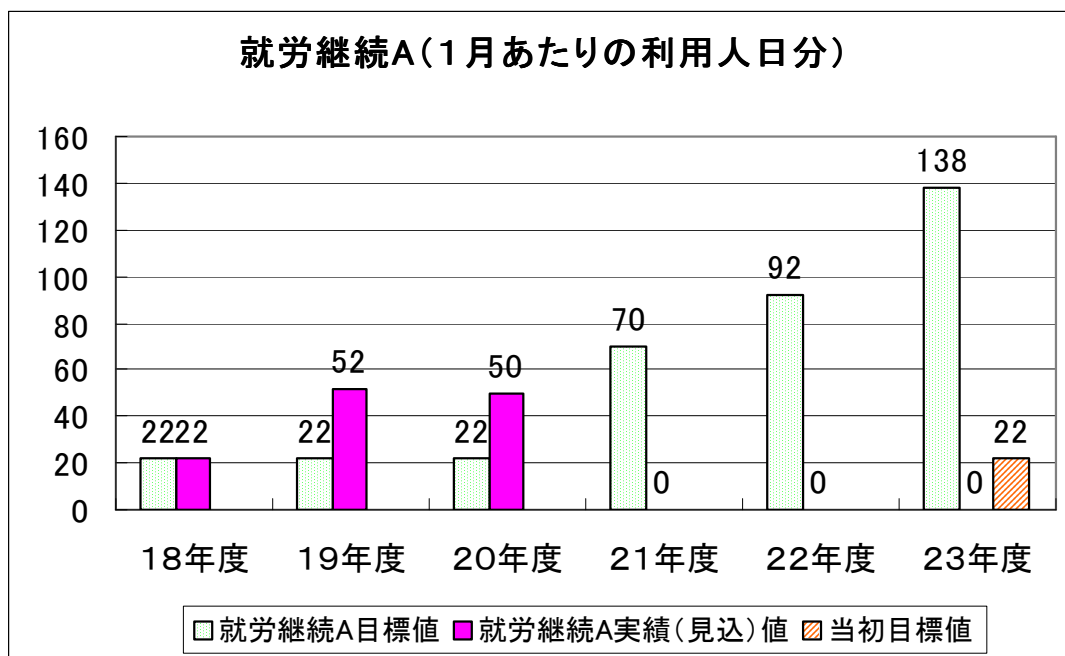
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	0	0	0	0	10	39

④就労移行支援



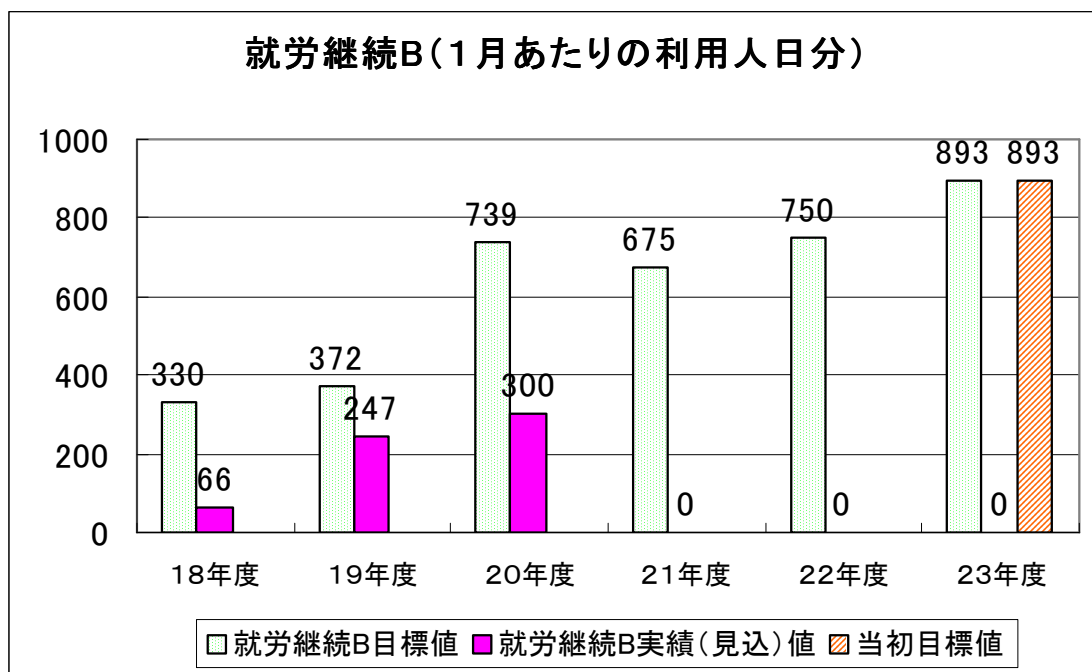
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	1	5	5	10	12	18

⑤就労継続 A 型



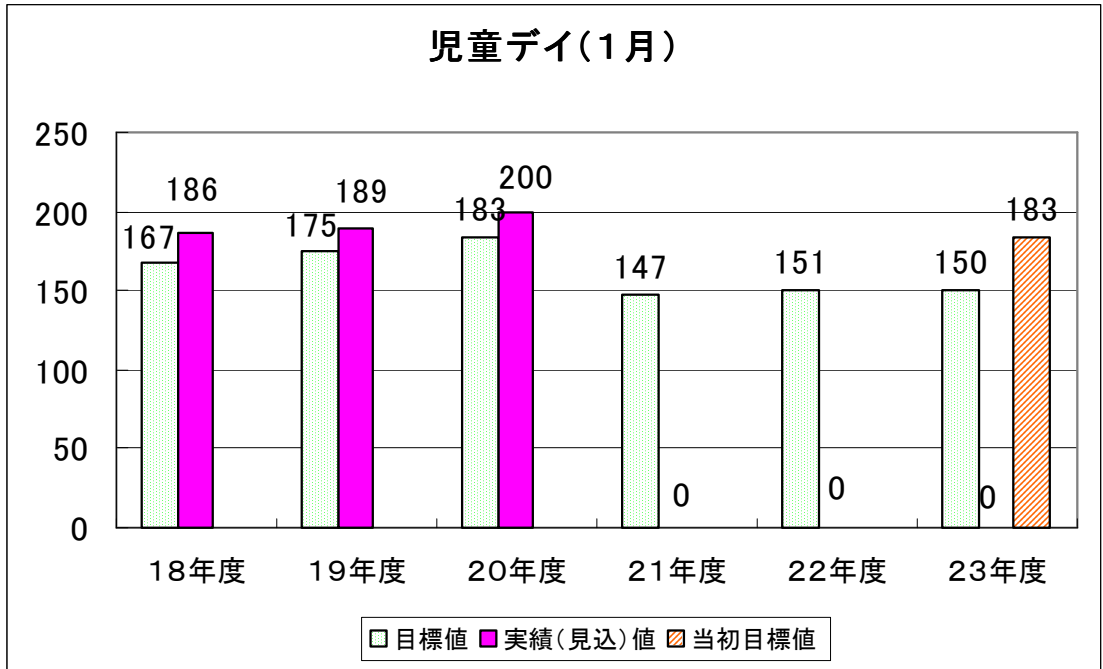
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	1	2	2	3	4	6

⑥就労継続 B 型



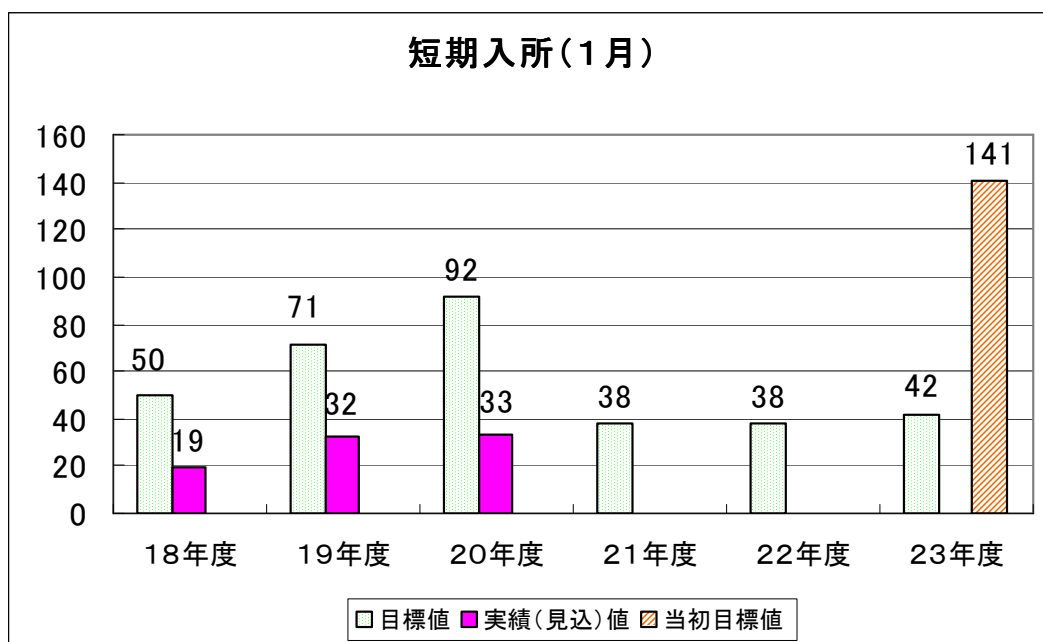
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	5	17	20	45	50	55

⑦児童デイサービス



	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	13	13	13	10	10	10

⑧短期入所



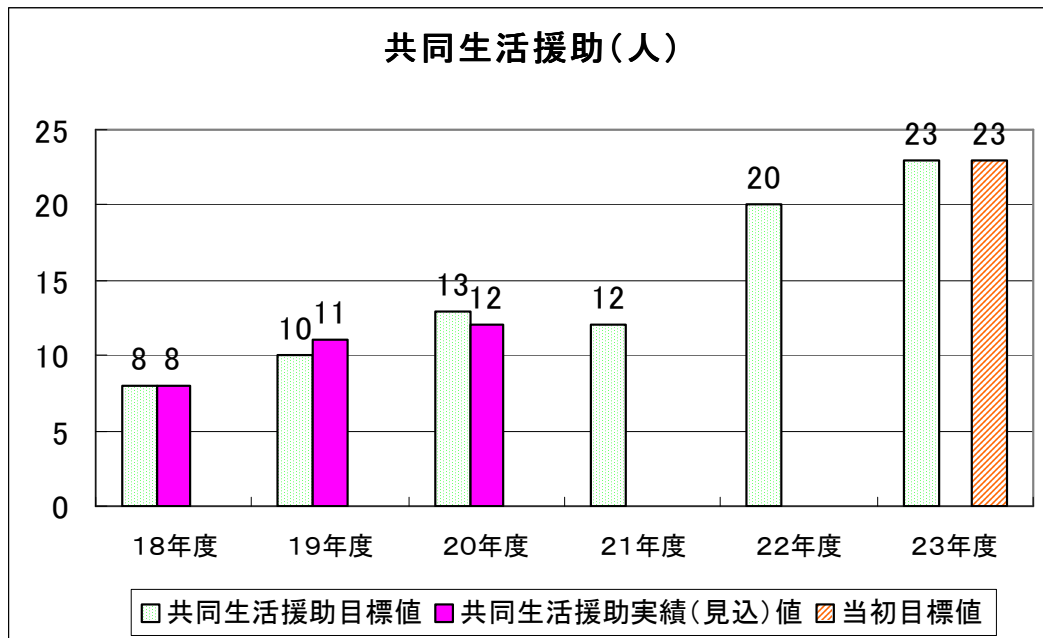
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	5	4	6	6	6	7

⑨日中活動系サービスの確保方策

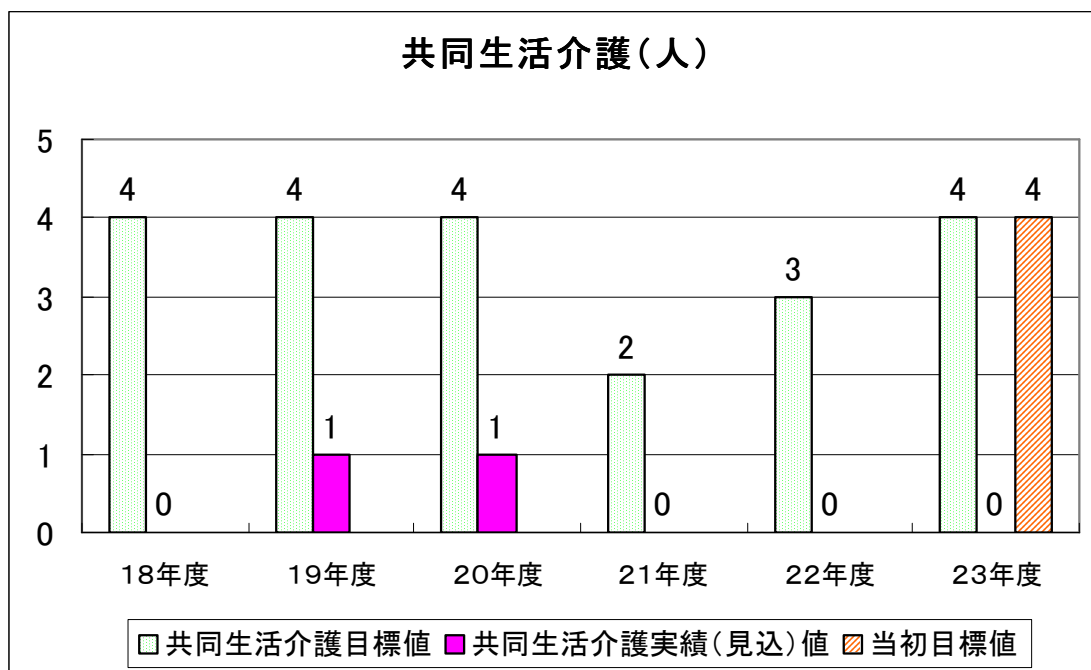
- 1) 生活介護などの新たなサービス体系への移行を働きかけていきます。
- 2) 障がい者の方への継続的な就労訓練の場を確保する観点から、官公需を含めた市内の企業等に対する事業発注の促進について、引き続き取り組んでいきます。
- 3) 津久見市自立支援協議会就労支援部会で構築しつつある関係者のネットワークを通じて、事業所への啓発や障がい者雇用の促進を働きかけていきます。
- 4) 障がい者の方が安心して働けるために、福祉サービスの充実や、制度の周知やサービスの利用について、事業所に啓発していきます。

### 3. 居住系サービスの目標値

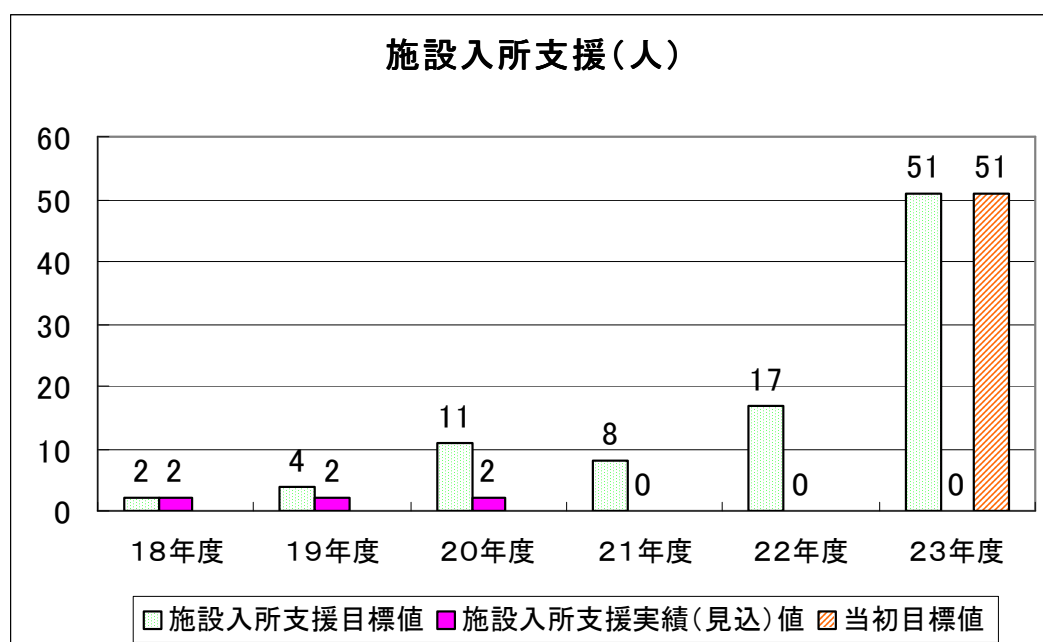
#### ① 共同生活援助



②共同生活介護



### ③施設入所支援



### ④居住系サービスの確保方策

親亡き後も障がい者の方が住み慣れた津久見市で生活できるように、グループホームの整備について、施設等へ引き続き働きかけていきます。

またグループホームの整備には地域住民の理解と協力が不可欠です。地域の住民の方からの広い協力と理解が得られるように、啓発活動などを行っていきます。

#### 4. 相談支援（サービス利用計画作成）の利用見込みと確保方策

障がい福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者に計画的なプログラム等の必要な相談を県が指定する相談支援事業所において提供することができます。

津久見市では今までのところ利用する方はいませんが、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な方などからの相談に対応できるよう、相談支援事業の充実を促していきます。

なお、障害者自立支援法の見直しにより、平成23年度までにサービス利用計画作成の対象者がすべての障がい者に拡大し、ケアマネジメントに基づいて市町村が支給決定する仕組みが導入される予定であることから、その見直しに対応できるような体制を、相談支援事業所と連携しながら整えていきます。

#### 5. 地域生活支援事業の目標と確保方策

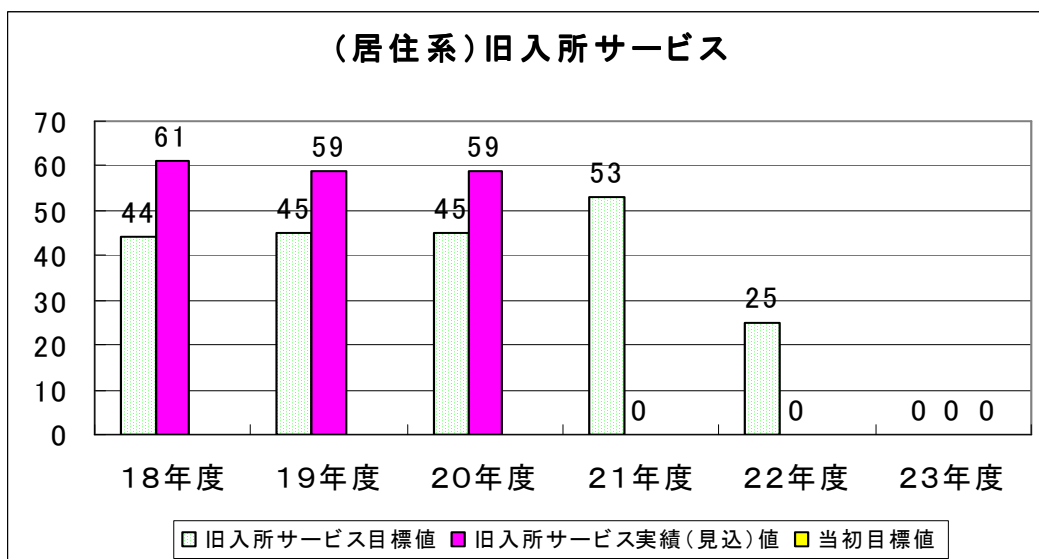
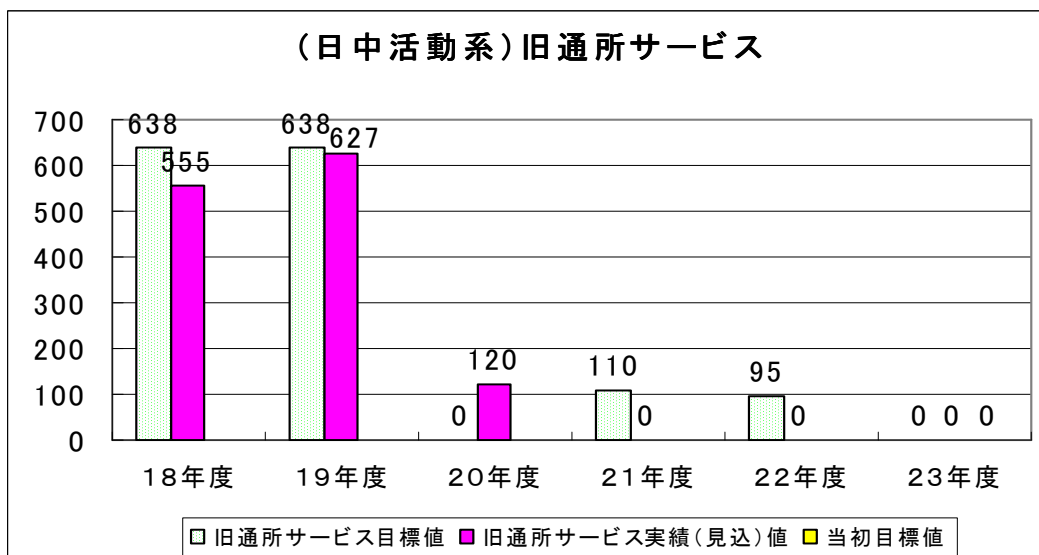
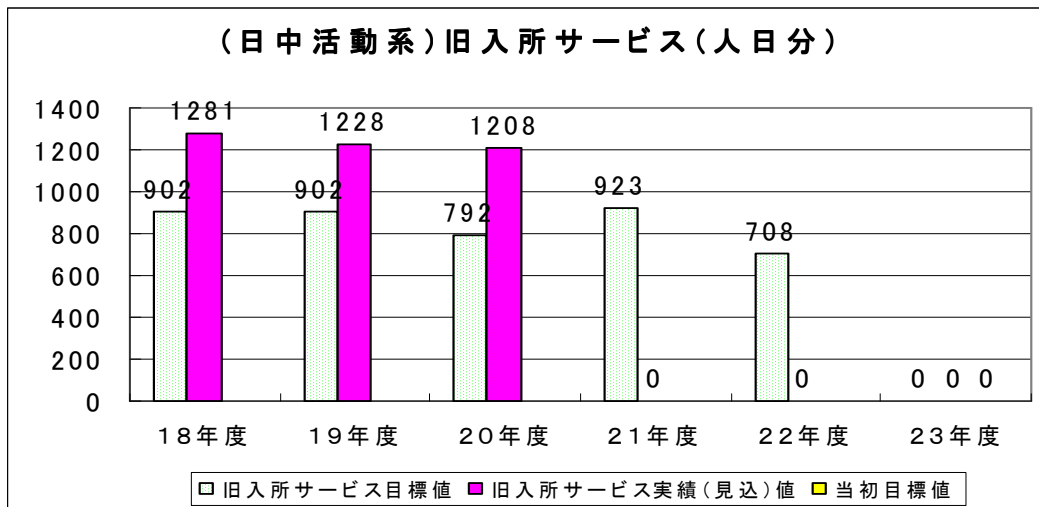
市町村が主体となって実施する「地域生活支援事業」については、平成21年度以降の見込み量については、次ページの表のようになります。

今後は現在行っている事業を着実に実施するとともに、平成23年度までに、新たに成年後見制度利用支援事業を実施する予定です。

○地域生活支援事業の見込み

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 相談支援事業						
① 相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	2		2		2	
イ 地域自立支援協議会	有		有		有	
② 市町村相談支援機能強化事業	有		有		有	
③ 住宅入居等支援事業	無		無		無	
④ 成年後見制度利用支援事業	無		無		有	
(2) コミュニケーション支援事業	1	70	1	80	1	90
(3) 日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具	2		3		3	
② 自立生活支援用具	5		6		5	
③ 在宅療養等支援用具	1		2		2	
④ 情報・意思疎通支援用具	5		7		7	
⑤ 排泄管理支援用具	350		360		370	
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	3		5		6	
(4) 移動支援事業	10		10		10	
	800		820		830	
(5) 地域活動支援センター	2	15	2	16	2	17
(6) 福祉ホーム事業	3	4	3	4	3	4
(7) 更生等訓練費給付事業	2	2	2	2	2	2
(8) 自動車改造費助成事業	2件		2件		2件	
(9) 日中一時支援事業	5	15	5	20	5	25
(10) 生活サポート事業	2		2		2	
(11) 社会参加促進事業						
① スポーツ・レクリエーション開催等事業	障がい者のスポーツ・レクリエーション活動等に対して支援を行う					
② 奉仕員養成研修事業	8		8		8	
③ 重度心身障がい者タクシー料金助成事業	2,700件		2,800件		2,900件	

## 6. 旧体系サービスの目標値



計画の進捗のために

## 第1章 新体系サービス等の事業の円滑な実施のために

### 1. 障害者自立支援法の周知

障がい者が「障害者自立支援法」に基づくサービスを適切に利用することができるよう、法律やサービスの内容、利用手続きなどについて、市報やホームページ、パンフレットなどをはじめとしたさまざまな媒体を活用し、わかりやすさを心がけながら相談支援事業所とともに情報の提供を実施していきます。

また、今後予定されている「障害者自立支援法」の見直しについても同様に対応していきます。

### 2. 関係機関などとの連携

障がい者に対する各種サービスの充実を目指すとともに、「障害者自立支援法」が目指す障がい者の地域生活への移行や一般就労を促進するためには、地域のさまざまな関係機関・団体との連携が不可欠です。

このため、津久見市地域自立支援協議会を中心に、保健・医療・福祉に係る機関をはじめとして、障がい者団体や市民ボランティア、ハローワークなどのさまざまな関係機関・団体との連携・協働にいつそう努めていきます。

### 3. 公正な認定区分の実施

介護給付などの支給決定に関する認定区分審査会において公正な審査が行われるよう、引き続き県などと連携して審査員の研修などを実施していきます。

## 第2章 地域福祉の推進と計画の適切な進行管理のために

### 1. 津久見市地域福祉計画に基づく地域福祉の推進

障がい者施策をはじめこれからの福祉においては、公的なサービスが行き届きにくいところを市民や地域が一体となって支えあうことで、援護が必要な人が制度の谷間に陥ることなく安心して暮らし続けられるための仕組みを構築していくことが必要です。

津久見市では平成19年度に策定した「津久見市地域福祉計画」に基づいて、行政、社会福祉事業者、市民が一体となった地域福祉を推進していきます。

### 2. 自立支援協議会による計画の適切な進行管理

今回の第2期事業計画の目標が達成されるために、津久見市地域自立支援協議会において計画の適切な進行管理を行います。

また、計画期間中においても、障がい者のニーズの多様化、経済状況や社会状況の変化が予想されます。これらの障がい者のニーズの変化や社会環境の変化を計画の進行管理に反映させるために、まず自立支援協議会を通じて、障がい者の方の発言の機会を増やしていくとともに、必要に応じた計画の見直しについて、自立支援協議会に諮りながら、計画の効率的で弾力的な運用に努めます。